

概要（改訂版）

26. 6. 27

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。この我が国の平和国家としての歩みをより確固たるものにしなければならない。

一方、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続け、我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発・拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題・緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散・深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会も我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力の強化を図るとともに、同盟国である米国や友好国と連携し、相互に支援することによって抑止力を高めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事

1 態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主
2 義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的
3 に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければな
4 らない。

5
6 今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の方向性に従って、国民の命と
7 平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

9 1 武力攻撃に至らない侵害への対処

10
11 ○我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然た
12 る平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態が生じか
13 ねないリスクを有している。

14
15 ○武力攻撃に至らない侵害において、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十
16 分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

17
18 ○様々な不法行為に対処するため、警察・海上保安庁等の関係機関が、それぞれの任
19 務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの方針の下、各々の対応能力を
20 向上させ、連携を強化するなど各般の分野における必要な取組を一層強化するこ
21 ととする。

22
23 ○離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警
24 察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合に、手続を経ている
25 間に被害が拡大することがないように、早期の下令や手続の迅速化のための方策に
26 ついて具体的に検討することとする。

27
28 ○自衛隊と米軍が連携して切れ目のない対応をできるよう、自衛隊法第95条による
29 武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、自衛隊と連携して我
30 が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器
31 等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、自衛隊法第95条によるも
32 のと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を行うことがで
33 きるよう法整備をすることとする。

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

○いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。

○我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、活動の地域を「後方地域」や「非戦闘地域」に限定する等の法律上の枠組みを設定してきた。

○安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。政府としては、「武力の行使との一体化」についての議論の積み重ねを踏まえつつ、こうした枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送等の我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないとの認識の下、以下の考え方を基本として、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して必要な支援活動を実施できるよう法整備を進める。

- 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。
- 仮に、状況変化により支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止・中断する。

(2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

○我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去 20 年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきたが、「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場

1 合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、自
2 衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

3
4 ○「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上
5 で、PKO等の「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動における「駆け付
6 け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意
7 に基づく邦人救出等の「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下
8 の考え方を基本として、法整備を進める。

- 9
10 ● PKO等では、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域
11 の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同
12 意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準
13 ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。
14 住民保護等の治安の維持を任務とする場合には、特に、その任務の性格上、紛
15 争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。
- 16
17 ● 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出等
18 の「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合、領域国政府の同意が及
19 ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動するこ
20 とは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在しないことを意味する。
- 21
22 ● 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等
23 については、国家安全保障会議での審議等に基づき、内閣として判断する。
- 24
25 ● なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した
26 厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

27 28 **3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置**

29
30 (1) いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これま
31 での憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、
32 いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性
33 と法的安定性が求められる。したがって、従来政府見解における憲法第9条の
34 解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理
35 的な帰結を導く必要がある。

36
37 (2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁
38 じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や第

1 13 条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊
2 重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が
3 自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をと
4 ることを禁じているとはどうも解されない。一方、この自衛の措置は、あくま
5 で外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆
6 されるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむ
7 を得ない措置としてはじめて容認されるものであり、そのための必要最小限度
8 の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される
9 「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、い
10 わば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府
11 から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているとこ
12 ろである。

13 この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。
14

15 (3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、
16 我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭
17 で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器
18 等の脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続
19 けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとし
20 ても、その目的・規模・態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に
21 起こり得る。我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するた
22 めに最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備
23 されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備等
24 あらゆる必要な対応をとることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を
25 全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。こうした問題意識の下に、現
26 在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が
27 発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が
28 発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の
29 権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国
30 の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度
31 の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のため
32 の措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。
33

34 (4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、
35 国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される
36 上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。

1 この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするも
2 のが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため
3 のやむを得ない自衛の措置としてはじめて許容されるものである。
4

5 (5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な
6 暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当
7 然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合
8 に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際し
9 ては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会
10 の承認を求めることを法案に明記することとする。

11 12 4 今後の国内法整備の進め方 13

14 ○これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議
15 等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含め、実際の自衛
16 隊による活動の実施には根拠となる国内法が必要となる。
17

18 ○あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することと
19 し、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、御審議を頂く。